

案内

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う 使用料の特例措置を終了します

犬山市民文化会館・南部公民館ご利用の皆さま

日頃は当館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当館では令和2年7月より、使用料の当日払を特例措置として認めておりました。これは新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年3月より断続的に臨時休館が発生していたことから実施していたものです。

今後、新型コロナウイルスに関する国の方針を踏まえ、臨時休館を行う可能性が低くなってきたことからこの特例措置を終了し、令和5年4月1日の利用分より、本来の取扱いどおり使用料は申込時に納入していただくこととなります。なお、既納の使用料は特別の場合以外は還付できなくなりますのでご承知おきください。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

令和4年12月16日

犬山市民文化会館・南部公民館長

●変更内容

利用日	令和5年3月31日まで	令和5年4月1日以降
納付時期	・利用日に納付（当日払）	・ <u>利用申請時に納付（事前払）</u> （※納付をもって利用許可）
その他	【理由】 事前払の場合、急遽臨時休館となった際に迅速な還付が困難であるため	・現時点で既に申請されているご利用については、引き続き特例措置が適用されます。 ・納付後、使用料は原則還付できませんのでご留意ください。

【問い合わせ先】

犬山市民文化会館・南部公民館

TEL 0568-67-2411（直通） FAX 0568-67-9940

E-mail 070311@city.inuyama.lg.jp